

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

当社は、経営の重要な課題の一つとして、経営の効率性と透明性を高めるとともに、健全性と遵法性を確保することを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。適切なガバナンス体制を構築することにより、当社を取り巻く様々な不確実性をコントロールし、事業活動の継続性確保と企業価値の最大化が図れるものと考えています。

2. 基本方針

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保します
- (2)株主を含む社会の幅広いステークホルダーとの適切な協働に努めます
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保します
- (4)取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます
- (5)株主との建設的な対話に努めます

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】

議決権の電子行使を可能とするための環境作りについては、議決権行使状況に応じて、対応を検討していきます。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

取引先との長期的・安定的な関係の構築・強化を目的とし、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、政策保有株式を保有します。当該保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、これを反映した主要な政策保有株式の保有目的、合理性について、取締役会において検証します。

また、議決権については、画一的な基準は設けず、両社の取引関係および中長期的な企業価値向上に望ましい議案であるかを検討した上で行使します。

【原則4-1-2 中期経営計画】

現在は中期経営計画を公表していませんが、中期的な視点に立った施策を推進しており、その進捗等は、決算説明会や株主総会等で直接説明とともに、当社ウェブサイト上で情報を公開しています。ただし今後については、中期経営計画の公表も含め検討していきます。

【原則4-2-1 経営陣の報酬のインセンティブ付け】

経営陣の報酬の中長期的なインセンティブ付けについては、今後検討していきます。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任しています。

当社の独立性判断基準の策定については、今後検討していきます。

【原則4-10-1 経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会機能の強化】

現在は報酬・指名等の事項を審議する任意の諮問委員会等を設置していませんが、今後は独立社外取締役を含む任意の諮問機関を設置することも検討し、指名・報酬手続きの客觀性・透明性の向上を図ります。

【原則4-11-3 取締役会の実効性分析・評価】

取締役会全体の実効性評価・分析については、2016年度の開示に向け検討を進めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社役員およびその近親者との取引について、取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告します。関連当事者間の取引について、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って、開示します。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、2009年8月に50周年を迎えたことを期に、今後50年での更なる飛躍に向けて、経営理念と行動指針から構成される《社志》を定めています。また、「新川グループ行動規範」を策定し、公正な競争を通じて利潤を追求する企業であると同時に、産業を支える技術基盤の発展に貢献し、社会にとって価値ある存在であり続けることを目指しています。内容につきましては、当社ウェブサイトに掲載しています。(http://www.shinkawa.com/corporate/philosophy.html)

経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイト「決算説明会資料」を参照ください。

(http://www.shinkawa.com/ir/library/presentations.html)

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、基本報酬および賞与からなり、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会の授權を受けた代表取締役が、当社の定める一定の基準に基づき決定します。

1. 基本報酬は、各取締役の役位ならびに役割に応じた基本額に対して、能力と責任を反映した加算を行って決定します。
2. 賞与は、業績運動を基本とし、役位、担当業務における成果・貢献度等を反映して決定します。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の指名にあたっては、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格、識見、能力等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としています。上記方針に基づき代表取締役が提案し、監査役候補者は監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議します。

執行役員の選任については、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格、識見、能力等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としています。この方針に基づき代表取締役が提案し、取締役会で決議します。

(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名についての説明

社内取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知(<http://www.shinkawa.com/ir/meeting/>)にて開示しています。

社外取締役および社外監査役候補者の選任理由につきましては、本報告書の「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」における【取締役関係】および【監査役関係】に記載の通りです。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令および定款に定められた事項、株主総会の決議により授権された事項、業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、業務執行の状況の監督をしています。経営陣である執行役員は、取締役会が定めた職務分掌に従って業務執行にあたります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

経営の監督機能の強化および透明性の向上を図り、経営陣から独立した立場にある社外取締役を2名選任しています。

【原則4-11-1 取締役会の多様性及び規模に関する考え方】

取締役会で迅速かつ機動的な意思決定が行われるよう、取締役を定款で定めた7名以内の適切な人数で構成し、知識、経験、能力、専門性等のバランスが確保されるように配慮しています。取締役の指名方針・手続については、原則3-1(4)に記載の通りです。

【原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

取締役および監査役の兼任状況については、有価証券報告書(<http://www.shinkawa.com/ir/library/secreports.html>)および株主総会招集通知(<http://www.shinkawa.com/ir/meeting/>)等にて毎年開示しています。

【原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を与えるべく、必要に応じて、会社の費用負担により、取締役・監査役の研修参加を進める方針です。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は以下の通りです。

1. 当社IR基本方針(<http://www.shinkawa.com/ir/basicpolicy/>)に基づき、有用な情報開示に努めます。
2. 取締役会より任命された担当役員が、対話を補助する管理部門を統括するとともに、各部の連携強化を指揮します。
3. 年2回の決算説明会や個別面談を行い、そこで得た意見等は、社長または担当役員より取締役会に隨時フィードバックします。
4. 担当役員が情報管理統括責任者として重要な内部情報を管理します。また、各四半期決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間と定め、決算に関する質問等に対する回答を原則控えます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	906,857	4.52
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京都民銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	900,400	4.49
THE BANK OF NEW YORK 133522	735,242	3.66
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	720,650	3.59
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	664,500	3.31
新川取引先持株会	546,570	2.72
株式会社アイ・アンド・イー	499,399	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	489,400	2.44
東京TYリース株式会社	405,437	2.02
株式会社みずほ銀行	294,475	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

1. 上記の【大株主の状況】は、2016年3月31日現在のものです。なお、上記【支配株主(親会社を除く)の有無】および【親会社の有無】についても

2016年3月31日現在で判断しています。

2. 2015年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ファイデリティ投信株式会社が2015年9月15日付で783千株(株券等保有割合3.91%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として実質所有の状況が確認できいため、上記大株主の状況には含めていません。

3. 2015年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、WELLINGTON MANAGEMENT COMPANY LLPが2015年12月15日付で1,948千株(株券等保有割合9.72%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として実質所有の状況が確認できいため、上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安生一郎	他の会社の出身者									○		
川上雄一	他の会社の出身者									△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安生一郎	○	当社は、安生一郎氏が代表取締役を務める株式会社実装パートナーズとの間に、コンサルティング契約に基づく取引があります。その取引額は、同社の売上高の5.0%未満です。また当社は、同氏が過去において業務執行者であったエルピーダメモリ株式会社(現マイクロンメモリジャパン株式会社)と取引関係にあります。同社への売上高は、当社の売上高の1.0%未満です。	半導体産業における豊富な経験・知識に基づく視点を期待し、選任しています。 また、当社の資本関係、取引関係、契約関係等を踏まえて、当該役員の経歴および他の法人との関係等を総合的に勘案して検討した結果、経営陣からの独立性に懸念がないと判断できることから、独立役員として指定しています。
川上雄一	○	当社は、川上雄一氏が過去において業務執行者であったルネサスエレクトロニクス株式会社と取引関係にあります。同社とは継続的な取引関係にあり、同社への売上高は、当社の売上高の3.0%未満です。	半導体産業における豊富な経験・知識に基づく視点を期待し、選任しています。 また、当社の資本関係、取引関係、契約関係等を踏まえて、当該役員の経歴および他の法人との関係等を総合的に勘案して検討した結果、経営陣からの独立性に懸念がないと判断できることから、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、会計監査結果報告の受領と協議を行っています。また、会計監査人および内部監査部門とは、必要の都度、相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
関口 晃嗣	他の会社の出身者												△	
吉野 正己	弁護士													
三矢 麻理子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関口 晃嗣		当社は、関口晃嗣氏が過去において業務執行者であった株式会社東京都民銀行と取引関係にあります。	金融業における財務、会計、内部統制に関する豊富な経験・知識に基づく視点を期待し、選任しています。
吉野 正己	○	――	弁護士としての高い専門的見識に基づく視点を期待し、選任しています。 また、当社の資本関係、取引関係、契約関係等を踏まえて、当該役員の経歴および他の法人との関係等を総合的に勘案して検討した結果、経営陣からの独立性に懸念はないと判断できることから、独立役員として指定しています。
			公認会計士としての高い専門的見識に基づく視点を期待し、選任しています。

三矢 麻理子	○	<p>また、当社の資本関係、取引関係、契約関係等を踏まえて、当該役員の経歴および他の法人との関係等を総合的に勘案して検討した結果、経営陣からの独立性に懸念はないと判断できることから、独立役員として指定しています。</p>
--------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬後払いの要素が強い役員退職慰労金規則の廃止を2006年6月29日開催の定時株主総会にて決議するなど、役員報酬について成果と業績の反映を強めています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役、監査役別に、支給人員および支給総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、基本報酬および賞与からなり、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役が、当社の定める一定の基準に基づき決定します。

1. 基本報酬は、各取締役の役位ならびに役割に応じた基本額に対して、能力と責任を反映した加算を行って決定します。

2. 賞与は、業績運動を基本とし、役位、担当業務における成果・貢献度等を反映して決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の求めに応じて、執行役員または担当部門より情報提供を適宜行っています。

また、監査役会が監査役の職務を補助する社員を求める場合には、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ社員を配置することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

取締役会は、毎月1回の定時取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事案の審議・決定、業務執行状況の監督をしています。また、執行役員制度を導入し、経営の管理・監督機能と経営方針に基づく業務執行機能を明確にしています。

さらに、取締役会以外の機関として、社長、各本部長および各部長等が出席する幹部会を毎月2回定期的に開催しており、重要事項の討議および情報の共有化を行っています。

内部監査は、その組織として社長直轄の監査室を設置しており、1名の専任スタッフが内部監査に従事しています。監査室は、年間監査計画等に基づいて、業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、監査結果を社長および監査役に報告するとともに、内部統制部門その他社内組織に助言・勧告を行っています。また、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を社長および監査役に報告しています。

監査役会は、監査の方針、監査計画を定めるほか、重要な監査業務に関する事項について協議しています。また、取締役会その他重要な会議への出席、代表取締役との意見交換、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧および当社の業務・財産の状況調査を行い、取締役の経営判断および業務執行の適法性・妥当性をチェックするとともに、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けています。さらに、監査において不備が発見された場合は、内部統制部門と情報共有を行い、改善を図っています。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等を除く)および監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、以下の観点から、経営に対する監督・監査機能を十分に果たし得ると考え、現体制を採用しています。

1. 社内取締役の中に当社以外で豊富な経験を有する者がおり、経営に多様な視点を取り入れている。

2. 経営陣から独立した立場にある社外取締役を選任し、経営の監督機能強化および透明性向上を図っている。

3. 監査役会を社外監査役で構成し、中立的、客観的な監視機能を整えている。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送に先立ち、株式会社東京証券取引所のTDnetおよび当社ウェブサイト(http://www.shinkawa.com/ir/meeting/)において早期掲載しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト(http://www.shinkawa.com/en/ir/library/meeting.html)に英文の招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 [更新]

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR基本方針を定め、当社ウェブサイト(http://www.shinkawa.com/ir/basicpolicy/)に掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期決算、本決算終了後)、証券アナリスト向けの決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(http://www.shinkawa.com/ir/)上に、決算短信、四半期決算短信、その他適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主総会決議通知、アニュアル・レポート、報告書、中間報告書、決算説明会資料、決算説明会要旨を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR活動を担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「新川グループ行動規範」において定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全について、「環境理念」および「行動指針」を定めるとともに、環境委員会を設置し、環境保全活動を展開しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおり決議しています。

1. 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

新川グループすべての役員および社員が法令、定款および社会規範を遵守して職務を遂行するため、新川グループ行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス基本規程を制定し、社長が全社的なコンプライアンスの推進を統括するとともに、人事総務部を中心に社員教育等を行う。社長直轄の監査室は、人事総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。法令、定款および社会規範上疑義のある行為等を抑止するため、内部通報制度を設け、すべての役員および社員が直接情報提供を行うための内部通報窓口を社内および社外に置くとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

これらの体制の確立および推進により、反社会的勢力および団体との関係の排除に向けて組織的な対応を図る。反社会的勢力および団体からの不当要求に対しては、人事総務部を統括部門とし、警察等関連機関とも連携し、関係の遮断、被害の防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の意思決定および職務執行に係る情報を文書または電子的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、各部門および新川グループ各社の所管業務に付随するリスクはそれぞれの担当部門にて管理し、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は経営企画部が行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速かつ機動的な意思決定の確保および職務執行責任の明確化を図るべく、執行役員制度を導入する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、職務権限規程において各役職者の責任と権限を明確に定め、適正かつ効率的に職務が執行される体制を構築する。

また、各部門が実施すべき具体的な目標を定め、取締役会は定期的にその進捗結果をレビューすることにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ各社全体の内部統制を担当する部署を経営企画部とし、グループ各社における内部統制の実効性および職務執行の効率性を高めるため、必要な指導・支援を実施する。

(2)コンプライアンスおよびリスク管理については、当社担当部門の活動対象をグループ全体とする。

(3)内部通報制度については、グループ各社に適用する。

(4)子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、子会社に業務執行状況および財務状況を定期的に報告することを求める。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、当該社員の取締役からの独立性に関する事項、当該社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員が必要な場合には、監査役会の求めに応じて、当社の業務を検証できる能力と知識を持つ社員を配置する。当該社員は監査役の職務を補助する限りにおいて、取締役等の指揮命令を受けないものとする。当該社員の人事異動その他の処遇については、あらかじめ監査役会の承諾を得なければならないものとする。

7. 当社および子会社の取締役および社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

新川グループすべての役員および社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

また、新川グループは、報告者に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による監査の環境の整備について積極的に支援するとともに、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

また、当社は、監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨みます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)行動規範の整備状況

当社グループの構成員が法令や社会規範等に則った行動をするために共有すべき価値観、行動原則を定めた「新川グループ行動規範」において、反社会的勢力に対する当社の基本的な考え方を明文化し、当社役員および社員に周知徹底しています。

(2)社内体制の整備状況

反社会的勢力への対応は人事総務部が統括部門となり、行政機関や外部専門機関と連携し、情報収集を行っています。

人事総務部および顧問弁護士を受付窓口としたヘルpline窓口を設置し、社員が反社会的勢力への対応に関して相談・情報提供できる体制を構築しています。

反社会的勢力への対応を統括する人事総務部の各担当者に対し、外部専門機関より入手した情報に基づいた研修を行っています。

また、人事総務部の各担当者は、必要に応じて反社会的勢力への対応に関する社内教育を実施します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本姿勢

当社グループは、「新川グループ行動規範」において「社会の幅広いステークホルダーとのコミュニケーションに努め、経営の透明性を高めます。」と定めており、これにかなった企業行動を確立すべく、適時適切な情報開示に努めています。

2. 情報の集約

重要な会社情報は、子会社に係る情報も含めて、決定事実、発生事実および決算情報のいずれの場合も、社内規程(内部情報および内部者取引管理規程)に従い、経営企画部が、情報管理責任部署として、情報を集約し、一元管理する体制を取っています。

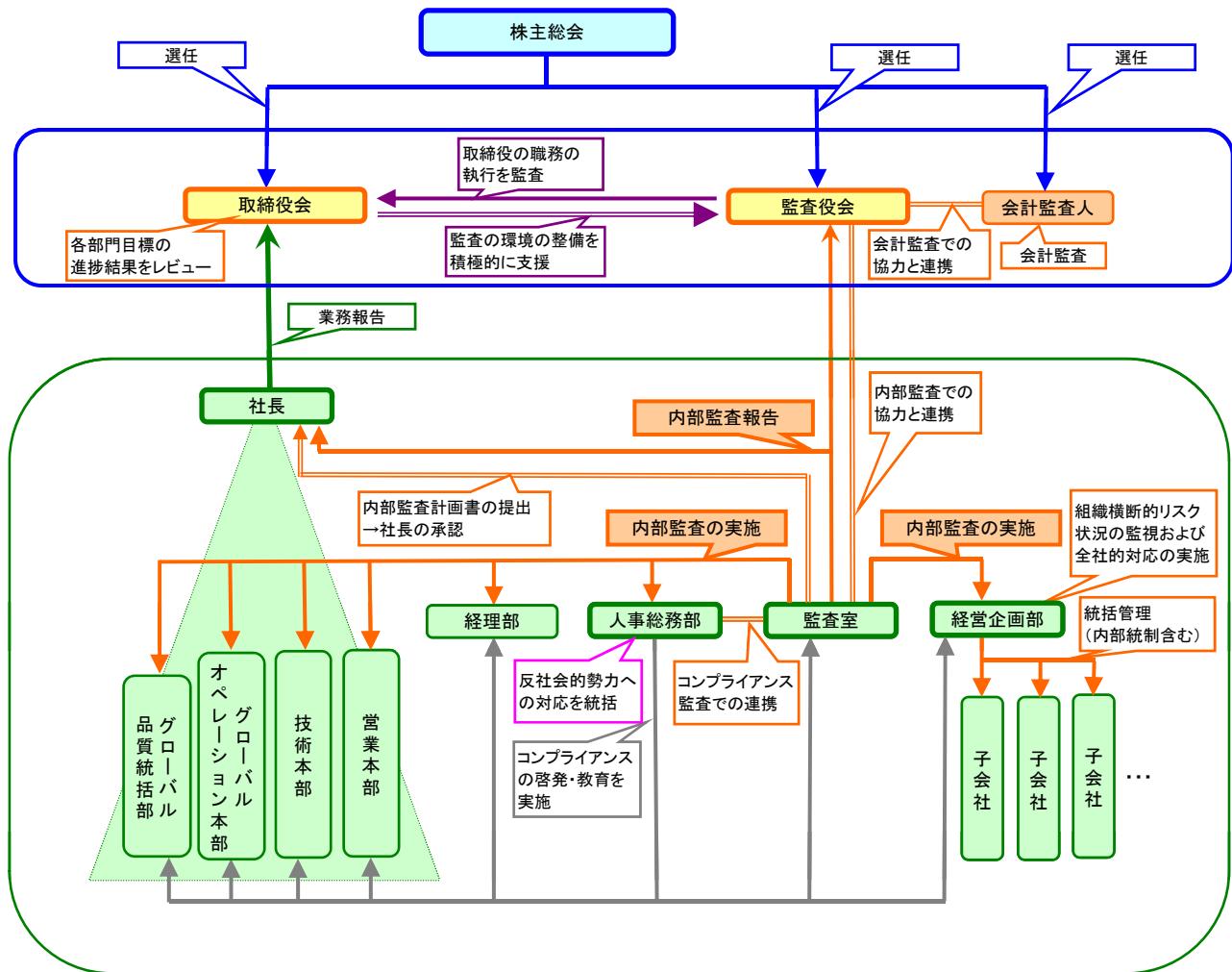
3. 情報の適時適切な開示

経営企画部は、重要な会社情報について、人事総務部、経理部、その他関係部署と協議を行い、情報管理統括責任者である経営企画部担当役員が、適時開示情報に該当するか否かの判断を東京証券取引所の有価証券上場規程に従って行います。適時開示情報に該当する場合には、その公表の内容、時期および方法について決定し、取締役会の承認を得て、速やかに開示します。

4. 適時開示体制のモニタリング

社長直轄の監査室は、適時開示体制を対象としたモニタリングを定期的に実施しています。また、監査結果は社長および監査役会に報告されます。

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



適時開示体制の概要(模式図)

